

第6回警察庁入札等監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成22年7月27日(火) 警察庁会議室	
委員	委員長	水谷 章(公認会計士・税理士)
	委員	竹谷 智行(弁護士)
	委員	松村 敏弘(東京大学社会科学研究所教授)
	委員	赤坂 裕彦(弁護士)
抽出案件	10件	平成21年度下半期契約から抽出
競争入札	6件	契約件名: 第一機動隊本館内装等工事(神奈川県警察)
		契約件名: 通信施設整備等工事11(四国管区警察局徳島県情報通信部)
		契約件名: 体液種識別システム(犯罪鑑識官)
		契約件名: 模写電送機(PWF-63)(1)外2点(情報通信企画課)
		契約件名: PGIS形携帯電話型測位端末装置(1)外7点(情報通信企画課)
		契約件名: 衛星通信用デジタル固定局設備A(1形)(1)外28点(情報通信企画課)
随意契約	4件	契約件名: 警察緊急自動車運転技能者専科教養委託(兵庫県警察)
		契約件名: 機動隊待機寮冷暖房設備改修工事(茨城県警察)
		契約件名: 電池パック(U110)ほか(東京都警察情報通信部)
		契約件名: モバイル型映像伝送装置(情報通信企画課)
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	

意見・質問	回答
<p>〔案件1〕 警察緊急自動車運転技能者専科教養委託</p> <p>本件の契約は、今後も引き続き同じ相手方と随意契約をすることになるのか。</p> <p>毎年何名の者が講習を受けるのか。</p> <p>全国の警察がここで研修を受けることになるのか。</p> <p>自動車安全運転センターの研修料金は国家公安委員会の承認がなされるということだが、どのようなプロセスで承認されるのか説明してほしい。</p> <p>国家公安委員会で承認するのは、警察関係の研修料金のみか。</p> <p>緊急車両については一般性がなく、他の施設でできないということになると、国家公安委員会の承認が、具体的にどのようになされるかということが直接金額に影響してくる。金額が決まってしまうえば、あとはその料金で契約するしかないという理解でよいか。</p> <p>緊急自動車の運転技能教養は自動車安全運転センターしかないということか。</p>	<p>契約を行うにあたり、警察庁において委託実施可否の確認について公募を行った結果、契約の相手方である自動車安全運転センターのみが実施可能であった。施設、設備、指導者、研修車両等物的要件が全て揃っているのは、自動車安全運転センターだけと認識している。</p> <p>兵庫県警察においては、平成20、21年度は、二輪、四輪それぞれ10名近くが受講している。</p> <p>警察庁交通指導課で公募手続きを行い、その結果を基に各県警察が自動車安全運転センターとそれぞれ契約し、研修を受けている。</p> <p>自動車安全運転センター法で、業務方法書を作成するよう規定されており、業務方法書の中に研修料金の定めがあり、国家公安委員会の承認を受け決定されている。</p> <p>研修料金については、警察関係だけでなく、一般の研修料金も含め、全てを承認している。</p> <p>そのとおり。</p> <p>一般公道で緊急走行の訓練はできないことから、一般の道路を模した市街地を備えたコースが必要で、こういうコースを備えているのは安全運転センター中央研修所しかなく、かつ、教えるノウハウもここしかない。</p>

公募公告に対する業者からの問い合わせはあったか。

契約については、公募を行いオープンになっているが、事実上の独占となっている。今後も同じ相手方しかないということであれば、その価格が透明であるかどうか重要である。国家公安委員会が承認しているから良いということではなく、研修料金がどう変わってきたのかなど、データを用意してその価格が適正であるということをいろいろな機会に示していく必要があると思われる。

〔案件2〕 機動隊待機寮冷暖房設備改修工事

入札に参加するための資格者名簿が、防衛庁から内閣府の名簿に変わった経緯について詳しく聞きたい。

入札参加資格が防衛施設庁から内閣府に変わったということだが、別々に登録する必要があるのか。

登録をしていないと国の工事を受注できないということか。

内閣府の資格者名簿に登録している業者が少ないのか。

従って、従来から随意契約を行ってきたが、契約の透明性の確保のため、平成19年度の契約分からは公募公告を導入している。

平成19年度に、業者から契約内容について、電話による問い合わせがあった。

次回までに、資料を用意して説明することとする。

資格者名簿は各省各庁で作ることになっている。防衛省は、以前、防衛庁であり、内閣府に置かれていた。

内閣府内では、防衛庁以外は工事が少なく、防衛施設庁が建設工事の資格者名簿を作成し、内閣府所管の各部局は、防衛施設庁の資格者名簿から業者を決めていた。防衛庁が防衛省となったことに伴い、内閣府で資格者名簿を作っており、警察庁の工事についても内閣府の資格者名簿から業者を選定することに変わったもの。

移行期間を経て平成21年度から内閣府へ登録することになった。工事関係については別々に登録する必要がある。

そのとおり。
入札に参加するにあたっては、入札参加資格の登録による格付を条件としている。

現在は多くなってきていると思われるが、本件の契約時は過渡期で資格審

茨城県で何者くらい登録しているか分かるのか。

全省庁統一されたということではなく、別々に資格者名簿があるのか。

本件のエアコン工事は、専門的な技術は必要ない工事と思われるが、なぜ1者応募となったのか。

資格者名簿への登録は、申請から名簿登録までどのくらいの日数がかかるのか。

資格者名簿の登録申請は、決められた時期までに申請書を提出する必要があるのか、それとも随時受付けているのか。

入札の結果、不落となり随意契約により締結しているが、その原因は予定価格が低かったから不落になったのか。

〔案件3〕 第一機動隊本館内装等工事

本件について、工事内容は特別な専門性はなく、建設業者であれば受注可能であると思うが、こういう一般的な工事で、契約金額も1,300万円程度であり、そのような工事でどうして入札参加業者が1者しかないのか。

となると逆に言えば予定価格の設定が厳しいのではないのか。

今後、入札の競争性を高めるためにどのような方策を考えているか。

査登録が徹底されていなかったところもあり県下では少なかった。

手元に資料がないが、名簿を確認すれば分かる。

工事関係については、各省庁ごとに資格者名簿があるが、物品関係は全省庁統一されている。

特に、業者を限定するような仕様とはなっていないため、参加資格を持つ業者が少なかったことが原因と思われる。

入札公告期間も15日間であり、公告期間が短いということもない。

1ヶ月くらいはかかっている。

随時受付けている。

国土交通省の積算基準を基に、市場価格等も参考としていることから、予定価格の設定については適正であると判断している。

本件の工事は、細々とした修理工事が集まった内容であり、部材の調達等も多岐にわたり大量発注が出来ず、材料経費の節減が業者側では図れなかったのではないかと思う。

簡潔に言えば業者側の利益があまりないような状況のため敬遠されたのではないかと推測される。

当方としては、適正な予定価格の算出であったと判断している。

入札参加の資格者名簿における等級の格付について、本件はDの格付を採

〔案件4〕
通信施設整備等工事11

本件の工事については、警察本部及び警察署の電子交換機整備ということであるが、旧交換機については、どのくらい使用したのか。

本件の入札は、開札調書を見ると2回目の入札で、3者中2者が辞退しているが、これはどういうことか。

3回目の入札額は、予定価格に近い額で落札になっているが、たまたまこういうふうになることもあるのか。

開札状況を見ると少し不自然な感じがするが、そう思わないか。

県内で、この種の工事が出来る業者は他にどのくらいあるのか

参加業者が、他にどの業者が入札参加するのか、事前に情報を知り得る方法はあるのか。

競売妨害罪などの判例をみると、競争が働く場合には、落札率が90%程度というケースが多いと思うが、落札率が100%に近いというのは競争が働いているのかどうかという疑問がある。

用したが、内閣府所管契約事務取扱細則における直近上位又は直近下位の格付の者も参加させることができるという規定に基づき、入札参加資格の格付の枠を広げる等して競争性が保てるように努めたい。

本部交換機については平成5年製であり、15年程度使用している。

業者には理由を確認していないが、業者の都合で辞退しているのではないかと思われる。

業者が一定額ずつ下げたのでこのような結果になった。

1回目の開札結果をその場で読み上げるので、その結果に対して、2回目の入札はどこまで下げるかは業者側の判断になる。

また、入札説明会については、入札参加業者を一堂に集めて行うのではなく、業者が申込みに来た都度、個々に入札方法等を説明している。

交換機設置は、警察本部及び各警察署に設置するので広範囲となり、期間もかかることから、規模の大きな業者でなければ対応出来ないのではないかと思う。

この種の工事が出来る県内業者は少ないのではないかと思う。

本件のような手続では、入札当日まで分からないと思う。

本件と同種の工事は、年度内で11回行っているが、それらの平均落札率は80%程度であり、適正な執行がなされていると思う。

今後の入札については、結果を見て何が原因かということを検討していただきたい。

〔案件5〕 電池パック（U110）ほか

電池パック（U110）は毎年交換するものなのか。

無線機本体は一般競争契約だが、その後の保守用物品の調達は、随意契約になり、高落札率になってしまうということだが、何か対策は考えられないか。

消耗品は一括購入により、安く購入することはできないのか。

価格が下がるということはないのか。

〔案件6〕 体液種識別システム

3業者の参考見積額がいずれも同額なのは何か。

応札業者から参考見積書を取るとは、いろいろな情報が伝わる可能性があり、発注者と受注者との間で癒着が生じることにならないか。

入札説明会は必要なのか。

業者が一堂に会することは、談合の温床ともなりかねない。

説明会に参加すれば、他にどの業者が来たのか分かってしまうので、業者間で連絡を取り合うきっかけを与えてしまうことになるのでは。

各構成部品は、それぞれ特定のメーカーの製品でなければ困るということとは

了解した。

電池の寿命があり、概ね3年を目処に性能が落ちてきた物から交換している。

無線機本体と一緒に保守用部品を調達することを検討しているところである。

無線機本体の更新時期に合わせて調達方法を変えていきたいと考えている。

各管区単位で一括購入することもある。

毎年購入しているので下限状態になりつつある。

電池パック等の消耗品は本体に依存しない個別に競争性の働く汎用性のある仕様に見直しをしているところである。

一般的な機器ではないことから、各者の見積額が一致したものと思われる。

調達に当たっては、基本的には入札説明会を行っており、その際に参考見積を依頼しているところである。

今回は結果的に10者中3者しか参考見積書の提出がなかった。

汎用品であれば入札説明会は必要ない場合もあるが、鑑識機材は特殊な機器であり、仕様についての認識に間違いがないよう説明会を開いている。

仕様に合致するのであれば、どのメーカーでも構わない。各構成部品は仕様

あるのか。

各構成品は全て同じメーカーの製品でなければならないのか。

説明会の参加業者は製造業者か。

代理店ではなく、メーカーが直接入札に参加することはできないのか。

〔案件7〕

模写電送機 (PWF-63)(1) 外 2 点

調達機器は、前回整備した機種と同じものか。

前回と同じ機種であるのに、単価が相当下がった理由は何か。

落札業者の参考見積額と実際の落札額の差が大きすぎるが、業者はこれでも利益があるのか。

本契約には、保守契約も含まれているのか。

このような参考見積では、官側が騙されてしまうのではないか。

入札参加業者から参考見積を取ることに、合理性がないのでは。

に合致する機器を複数業者が販売している。

業者が納入しやすい製品で構わない。仕様に合致する構成品は複数業者が販売しており、どのメーカーの製品を選ぶかは、業者の判断による。

販売代理店である。

海外メーカーの製品については、代理店を通じて入札に参加しているのが実情であり、汎用品と全く同じようにはいかない。

本件のような汎用性のない物品の購入について、総務省による「契約における実質的な競争性確保に関する緊急実態調査」における指摘を踏まえ、本年4月から見直しを行ったところであり、犯罪鑑識官にあつては、公平かつ公正な競争性、客観性を担保するため仕様書審査委員会を設置した。

今後とも競争性、透明性の確保の徹底に努める。

同じである。

これまでは数十台から数百台の調達であったが、今回は数量が多く、別業者も参加した結果と思われる。

参考見積額の算出方法は、当方も知り得ない。

保守契約は含まれていない。

予定価格については、実績額や市場価格も調査して定めているので、参考見積をそのまま使っているのではない。

入札参加業者から責任を持った参考見積を出してもらうこととしている。

予定価格の算定方法について、見直しをすべきではないか。

〔案件 8〕
PGIS形携帯電話型測位端末装置(1)
外 7 点

本件の契約方法は、総合評価方式による一般競争入札を採用しており、参加業者が失格となっているが理由は何か。

仕様で特殊な機能はあるのか。

本システムにおける携帯電話端末の耐用年数経過による更新時には、現在契約している業者と随意契約とならざるを得ないのか。

〔案件 9〕
衛星通信用デジタル固定局設備A(1形)(1)外28点

本件について、仕様書を交付した業者は 11 者であったが、入札に参加した業者は 1 者しかいなかった。その理由は何か。

他に並行して行った入札案件は何件あったのか。

その 17 件のうち、入札説明会に参加した業者で、本件以外の業者は落札しているのか。

同時並行して行った 18 件の契約については、競争性があったか確認するためにも、契約の相手方、契約金額、落札率等をよく整理してみてはどうか。

〔案件 10〕
モバイル型映像伝送装置

本件の入札参加業者の 2 者は、案件 9 の入札説明会に参加した業者だった

難しい面もあると思われるがどのような方法が可能か検討してみたい。

当庁から示した仕様を満たしていなかったため失格となった。

本契約は、警察官が携行する携帯電話端末の位置情報データを、警察本部等に転送し、警察官の位置を地図上に表示するものであり、外部とは繋がっていない閉じたシステムではあるが、特段、特殊な機能はないと考える。

携帯電話端末の更新時期に必ずしも随意契約となるものではない。

本件の他にも複数の大規模な調達案件があったため、業者自身が応札を控えたのではないかと考えられる。

17 件である。

複数の業者が落札している。

今後の契約に反映させるためにも検証していきたい。

そのとおりである。

のか。

入札を執行する過程で、2者のうちの1者が入札を辞退しているが、その理由は何か。

本件の契約方式は、総合評価による一般競争契約であるが、2者で評価に差がつくことはなかったのか。

業者の都合と考える。

今回の場合、基礎項目及び加点項目について、差がつくことはなかった。